

日本管財株式会社

■ 高齢者にやさしい地域づくり推進協定の項目

1. 認知症等による行方不明高齢者等の早期発見・保護

○高齢者が認知症等により行方不明になられた際の早期発見や保護を目的として、府内の市町村が構築している「認知症高齢者等見守りSOSネットワーク」に参画する



○認知症サポーター養成講座

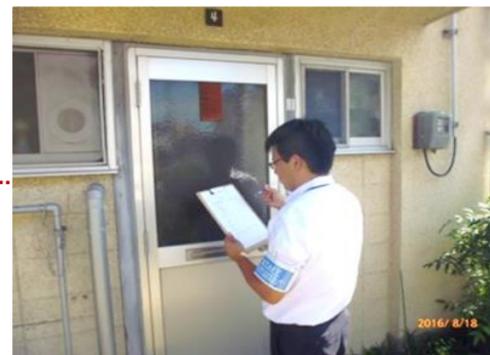
認知症のサポーター養成講座の開講を自治会（団地）の集会室で実施するなどの取組みを、地域包括支援センターと連携して普及や啓発に努めています。

2. 認知症に関する普及・啓発

○認知症サポーター養成講座の受講を推奨し、認知症の理解に努める
○大阪府及び市町村における認知症に関するポスターの掲示等、普及や啓発に努める

3. 高齢者の見守り・安否確認

○認知症のある高齢者等を発見した際、その状況に応じて市町村等に連絡する
○高齢者等の消費者被害の兆候を察知したときは、最寄りの警察署等の関係機関に適切につなぐ



○安否確認について

公営住宅の高齢入居者に対して、見守り訪問、電話確認等を実施しています。
行政の福祉サービスを理解した職員が、日常生活に困難を抱えた入居者がいた場合、各サービスの窓口へ繋ぐよう心がけています。

4. 高齢者の雇用促進

○高齢者の雇用に努める

5. 企業等の強みを生かした取組み等

○地域団体等が高齢者の生きがいづくり等を目的に、公営住宅の集会室等を利用し、高齢者サロン等を開催することについて、協力を努める



○単身高齢者入居者へのサポート

単身高齢入居者に、高所電球交換などのお困りのことを解消する、いわゆる「御用聞き」を行っています。